

関西福祉大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、関西福祉大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は金光教の教義に基づいた教育実績と経験を基盤として設置されたことが、学内外に明確に示されている。また、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」であることを基本理念に掲げ、赤穂市との公私協力方式による開学であることを明確に示している。

既存の 2 学部に加えて、大学院社会福祉学研究科の設置をするなど、大学全体の発展に取り組み、また、「附属地域センター」「地域社会福祉政策研究所」「総合実習指導室」「学生相談室」などを設け、地域への貢献や学生の育成のための組織を効率的に整備している。

教育目的は明確で、教育課程や教育方法などに反映されており、学生ハンドブックにも掲載されている。教育課程の編成方針を踏まえて体系的な教育課程の編成が行われている。

平成 20(2008)年度に学部・専攻ごとにアドミッションポリシーが定められ、公表されている。学生への学習支援体制については、アカデミック・アドバイザー制度を設けて、学習指導や生活指導、進路・資格試験などの相談、助言などを実施している。

教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されており、その採用や昇任の方法も明確に示されている。私立学校等経常費補助金や文部科学省、厚生労働省の科学研究費補助金などの外部資金の獲得に関しては、今後改善の余地は残されているものの、学内の教育活動への支援体制や研究活動を活性化するための評価体制は適切に構築されている。

大学の目的を達成するために必要な職員数が、その基本的視点から採用・昇任・異動などがなされ、事務組織として適切に運営されている。建学の精神の再確認について職員研修会や教職員合同会議で行っており、各業務の進捗状況及び大学の課題などについても事務局責任者会議で問題意識の共有を図っている。

管理部門と教学部門が連携して、大学の経営に関わる重要な課題を審議するため、経営委員会を設置し、法人からは、理事長、常務理事及び学園本部長が、大学からは学長、各学部長及び事務局長がそれぞれ委員となり、法人、教学両者の連携のもと、適切な管理運営を行っている。

大学の財政基盤は設立当初より安定的に推移しており、バランスのとれた財政運営が行われている。また、財務情報は、ステークホルダーに対する公開を十分に行っている。

広大な敷地にキャンパスが整備され、校舎、図書館、運動場、学生食堂などの諸施設が

機能的に配置されている。図書館の開放、校友会館における地域の知的障害者への社会参加の場の提供、特別支援学校との交流学习やバリアフリー化した施設設備を利用した近隣中学校などに対する啓発交流プログラムの実施など、地域への開放を積極的に行っている。

「附属地域センター」活動、地域福祉活動などを通して大学が有している物的、人的資源を地域社会に提供する努力がなされ、地域からも期待されるなどにより実績を上げている。赤穂市役所におけるインターンシップは社会福祉を掲げる大学の学生にとってそのモチベーション強化に十分に役立っている。

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備されている。セクシュアルハラスメント防止、個人情報保護、公益通報者保護などが制定され、相談員なども配置されている。大学の危機管理体制については「危機管理規程」「危機管理マニュアル」を制定し、緊急時・災害時の事件発生への対応を迅速に行えるようになっている。

学生による地域社会貢献活動は注目に値する。学生が自ら企画・立案し、その活動を通して実践科学のフィールドとして社会的な学びの場所として有効に活用しており、「メンタルフレンド『ひまわり』」「赤穂まちづくりプロジェクト」「地産地消による地域活性化事業」へ積極的に取り組んでいる。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は、金光教の教義（人は皆等しく神の氏子である）に基づいた教育実績と経験を基盤として設置されたことが学内外に明確に示されている。

「人間平等」「個性尊重」「和と感謝」という建学の精神及びこの建学の精神のもとに設けられた大学の基本理念について、大学のホームページ、大学案内、学生ハンドブック、大学規程集など各種配付物に掲載するなど学内外への周知に努めている。

建学の精神などが掲載されている規程集、教職員事務ハンドブックが学内 LAN で閲覧できる体制となっている。

学生に対しては、入学式における理事長告示、学長式辞や年度当初のオリエンテーションにおいて、建学の精神及び大学の基本理念や大学の歴史などについて説明を行っている。同窓会や教育後援会（保護者会）に対しては、総会や行事などの際、建学の精神などについて、学長、学部長から説明を行っている。

また、「地域社会の発展に貢献する開かれた大学」であることを基本理念に掲げ、赤穂市との公私協力方式による開学であることも明確に、学内外に示している。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

大学の 2 学部に加えて、新しく大学院社会福祉学研究科の設置をするなど、大学全体の発展に取り組んでいる。学部ごとに教授会を設置し、大学院には研究科委員会を設けて適切に構成され運営されている。特に「附属地域センター」の設置は大学の理念・使命を実現するための人材育成を行うことに有意義な組織となっている。

社会福祉学部、看護学部を設置しているが、両学部共に対人援助サービスを担う人材育成を行っている。そのために共通して必要と考えられる教養教育についての基本的科目については両学部共通の「教養委員会」で検討・協議が行われ、適切に運営している。このように学部学科など相互の関連性も適切に保持されている。

教育方針などを形成する組織と意思決定過程については、学部ごとに教授会が設置され、全学的には学長、部局長などで構成する「運営委員会」で重要方針が決定されている。一方、両学部の合同教授会が設けられ、意思決定には学部ごとに設置されている各委員会の意見をくみ上げ、また、ゼミ担当教員からの意見のくみ取りをするなど、全学の意見が反映されるよう適切に整備・運営されている。

基準 3. 教育課程

【判定】

基準 3 を満たしている。

【判定理由】

教育目的は明確で、教育課程や教育方法などに反映しており、学生ハンドブックにも掲載している。

教養科目は、専門教育の効果を深化させるための基盤教育として重要視しており、それらを実施する上での方向性も同じことから両学部において共通科目を設けている。また、学部・研究科の教育課程は、少人数教育、フィールドワーク、演習・実習教育に力点を置き、体系的かつ適切に設定されている。

学生、地域、就職先からの教育目標達成状況に関する評価実施については、学生の学習状況・資格取得・就職状況などの調査（「学生による授業評価調査」「図書館利用状況調査」「国家試験合格状況調査」「就職状況調査」）において適切に実施されている。

基準 4. 学生

【判定】

基準 4 を満たしている。

【判定理由】

関西福祉大学

平成 20(2008)年度に学部・専攻ごとにアドミッションポリシーを定め、入試ガイドに明示し、高校訪問、進学相談会などで説明し、公表している。

学生への学習支援体制については、「アカデミック・アドバイザー制度」を設けて、学習指導や生活指導、進路・資格試験などの相談、助言などを実施している。また、「学生による授業評価調査」「学生アンケート」の実施や「目安箱」の設置により、学生の意見をくみ上げる仕組みを整備している。

学生サービスの体制については、「学生委員会」で学生の諸活動支援、経済的支援、生活支援、学生相談業務などの諸支援サービスについて検討審議し、適切な対応を行っている。

就職・進学支援については「アカデミック・アドバイザー」及び「就職委員会」「キャリア開発室」で対応しており、資格試験への準備や「就職面談システム」を導入してサポートを行っている。

入試・入学、学生支援、学生サービス、就職支援などの体制が整備され、積極的に運営している。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されており、その採用や昇任の方法も明確に示されている。教員の選考に関しては、その規程に学部間の差異が認められるが、改定に向けて現在、検討がなされている。

教員の教育担当時間や学内業務については適切に遂行されている。私立学校等経常費補助金や文部科学省、厚生労働省の科学研究費補助金などの外部資金の獲得に関しては、今後に改善の余地は残されているものの、学内の教育活動への支援体制や研究活動を活性化するための評価体制は適切に構築されている。

教員の教育研究活動を更に活性化するため、「FD・自己点検委員会」を中心に学内勉強会、公開授業の講評会、学外 FD 研修会への参加、外部講師による FD 講演会などの取組みを実施している。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するために必要な職員数が、「関西福祉大学就業規則」「関西福祉大学教職員新規採用規程」「関西福祉大学事務処理規程」などの関係諸規程に基づいて採用・昇任・異動などがなされ、事務組織として適切に運営されている。

関西福祉大学

採用及び昇任に関し、試験などにより選考した採用、昇任候補者の資質を見極めるため、学長の内申（可とする意見）を受けた後、理事長が、面接を行った上で採用、昇任を決定している。

（財）大学コンソーシアム京都主催の研修や立命館大学の「大学幹部職員養成プログラム」への積極的参加、大学主催の研修会の実施など職員の資質・能力向上のための研修に組織的に取り組んでいる。

職員研修会や教職員合同会議で、建学の精神の再確認を常に行っている。

業務の進捗状況や大学の課題などについて事務局責任者会議において討議するなどして問題意識の共有化を図っている。

事務局長が、教育研究に関わる重要方針を審議、決定する運営委員会や教授会の構成員となっていること並びに学内各種委員会に事務職員が構成員として加わり、教職協働による教育研究支援体制が十分整備されている。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

大学の目的を達成するため、法人部門においては、寄附行為及び同施行細則に基づき、理事会、評議員会の組織、権限が明確に定められており、かつ、その業務執行が適切になされている。大学においては、学長、研究科長、学部長及び事務局長で構成される運営委員会において適切な意思決定を行っており、法人及び教学部門における管理運営体制は整備され、適切に機能している。

管理部門と教学部門が連携して、大学の経営に関わる重要な課題を審議するため、「経営委員会」を設置することにより、法人からは、理事長、常務理事及び学園本部長が、大学からは学長、各学部長及び事務局長がそれぞれ委員となることで、法人、教学両者の連携強化を図り、適切な管理運営を行っている。

学則に自己評価を行うことを定め、平成 15(2003)年に制定された「関西福祉大学自己点検評価に関する規程」に基づき、大学の理念や目的、中長期の事業計画に関する事項、教育研究組織及びその活動など大学の向上・発展に不可欠な項目について、毎年点検評価を実施している。各項目の自己点検評価結果を運営委員会、教授会などで議論し、大学運営の改善に努めている。

【改善を要する点】

- ・「会議組織規程」をはじめ多くの規程の改正が、理事長又は学長の決裁により行うこととされているが、重要な規程の改正は必ず理事会の議を経るよう、早急な改善が必要である。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

大学の財政基盤は設立当初より安定的に推移しており、バランスのとれた財政運営が行われている。平成 18(2006)、19(2007) 年度は看護学部設置に伴う経費支出や借入金により、余裕がない財政状況になっていたが、平成 20(2008)年度は回復しており、今後も健全な財政基盤を保持できる体質となっている。今後の財務については、社会福祉学部の学生定員減による収支見直しなどを行うなど中期計画の改善を行っており、合理的な経営を行う努力がなされている。

財務情報の公開に関しては、ステークホルダーに対する公開を十分に行っており、外部一般に対しても平成 21(2009)年度から事業報告も含めてホームページなどで公示、公開している。

外部資金の導入については、全学的な競争的資金の獲得や、科学研究費の増額を目指して学内に支援組織を設けるなど努力が行われている。

将来的には、学生生徒等納付金比率が極めて高いこと、社会福祉学部の学生確保が困難になっているなどの不安定要因に留意する必要があるが、財政基盤は強固であり、リスクのある債権を整理するなど堅実な財務運営を行っている。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

広大な敷地にキャンパスが整備され、校舎、図書館、運動場、学生食堂などの諸施設が機能的に配置されており、情報設備も充実し、バリアフリー施設や植栽などのアメニティ環境などにも配慮した教育環境となっている。

大学の設置目的である地域密着を実現するための図書館の開放、校友会館における地域の知的障害者への社会参加の場の提供、特別支援学校との交流学习やバリアフリー化した施設設備を利用した近隣中学校などに対する啓発交流プログラムの実施など、地域への開放を積極的に行っている。

全体的に施設設備は充実しており、図書館利用者への便宜も図られて専門書を揃える図書館として利用しやすくなっている。学内における禁煙措置の徹底や教職員個人々の駐車スペース確保などによる学内交通安全の徹底、キャンパスセキュリティの実施などの対策を行っている。

機能的に配置された校舎などに加えて、より快適なキャンパスライフのためにオープンテラスの設置や植栽を積極的に行っている。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

附属機関である地域センター活動、ボランティアセンター活動などを通して大学が有している物的、人的資源を地域社会に提供する努力がなされ、地域に一大学という立地条件とも相まって、地域からも期待され実績を上げている。

看護と福祉の教育研究において福祉施設・医療機関や他大学、企業との連携関係は適切に構築されている。また、「附属地域センター」を設置し、臨床福祉サービス（相談活動）やガイドヘルパー養成研修、介護員養成研修などのコミュニティ実践活動を行い、同時に施設を地域団体に開放、提供している。

校友会館に軽食のとれる「喫茶店ライム」を設けて知的障害者の就労・社会参加の場として提供している。また、大学と地域社会との協力関係については大学と赤穂市との公私協力方式で開学したこともあり、市行政とのインターンシップが積極的に進められている。授業科目にも地域の「赤穂学」を開講するなどの工夫を取入れている。学生による高齢世帯農家への支援活動、商店街の活性化活動の取組みも行われている。

【優れた点】

- ・「附属地域センター」における活動や「赤穂学」の開講などを通して地域社会との協力関係を構築している点は評価できる。
- ・赤穂市役所におけるインターンシップや西播磨県民局委託事業として高齢生産農家の支援などの取組みは、社会福祉を掲げる大学の学生にとって、そのモチベーション強化に十分に資するものであり評価できる。

基準 11. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理に関する規程が整備されている。セクシュアルハラスメント防止、個人情報保護、公益通報者保護などが制定され、相談員なども配置されている。学内 LAN の活用や学生ガイドブックなどを通じて啓発に努めている。

大学の危機管理体制については「危機管理規程」「危機管理マニュアル」を制定し、緊急時・災害時の事件発生への対応を迅速に行えるようになっている。学生の不測事態についても夜間・休日に緊急連絡ができる体制をとっており、また防犯カメラの設置も計画している。

教育研究成果の公表、広報については、「研究紀要」の発刊、実習体験の報告会の開催を通して学内外に広報している。

関西福祉大学

教育研究内容に関連した生涯学習講座などの提供実施など強化する必要がある。看護学部における教員、学生が取り組んでいる「ヒューマンケア研究学会」などを通して大学の教育研究成果を学内外に広報している。

【参考意見】

- ・ 初期消火訓練は年度内の実行が予定されているが、大学全体として行われるよう検討・実施することが望まれる。

